

事 務 連 絡
平成 30 年 3 月 22 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課訪問サービス係

居宅介護における同一建物減算（大規模）の取扱い等について

障害福祉行政の推進につきまして、日頃より御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定において、居宅介護と同行援護の報酬に新たに加算及び減算を設けましたが、当該加算及び減算の取り扱いについて、下記のとおりお知らせしますので、御承知おきいただくとともに、管内の居宅介護事業所及び同行援護事業所に周知いただくようお願い申し上げます。

記

1 居宅介護について

居宅介護では、同一建物等に居住する利用者等に居宅介護を提供した場合の減算を新設することとしている。当該減算は以下の①から③の分類があるが、このうち、③の減算については、障害者自立支援給付支払システム（以下「システム」という。）におけるサービスコードの設定を平成 30 年度下期に行う予定であるため、平成 30 年 4 月から当面の間は、システムによる算定ができないこととなる。

- ① 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（10%減算）
- ② 上記以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）（10%減算）
- ③ 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合）（15%減算）

（注）サービス提供実績記録票上、①及び②は「同一建物減算」、③は「同一建物減算（大規模）」とされている。

このため、当面の間は、「同一建物減算（大規模）」を算定する場合、請求システム上の「同一建物等減算（10%減算）」（上記①及び②に係るもの）のサービス

コードを入力して請求を行うこととし、システムに「同一建物減算（大規模）（15%減算）」のサービスコードが実装された後に、過誤調整により、4月提供分以降の請求を取り下げ、「同一建物減算（大規模）（15%減算）」のサービスコードを入力して請求し直すこととする。

2 同行援護について

同行援護の障害支援区分3の利用者に提供した場合の加算及び障害支援区分4以上の利用者に提供した場合の加算について、障害児の場合は、区分3又は区分4以上に相当する支援の度合いの障害児に提供した場合に当該加算を算定することができることとしているが、障害児に係る当該加算を請求するとき、システムではエラーコードが「PB35」、エラーメッセージが「※資格：受給者台帳の「障害支援区分」の登録内容に該当する請求ではありません。」の「警告」が生じることとなる。当該仕様については、次期報酬改定にて改修を予定しているが、当面の間、受給者証に当該加算の記載がある障害児について、「警告」が生じることとなる。そのため、市町村における二次審査において区分3又は区分4以上に相当する支援の度合いかを確認し、支払可否を判断すること。

また、国保中央会が提供する簡易入力システムを利用している同行援護事業所においては、別紙「障害児に同行援護を提供した場合の障害支援区分に応じた加算の請求方法について」を参考に請求されたい。